

入院時食事療養費について

| 所得区分 | | |
|-------|-------|------------|
| 70歳未満 | 70歳以上 | 令和7年4月1日から |
| 区分ア | 現役並みⅢ | 1食につき510円 |
| 区分イ | 現役並みⅡ | |
| 区分ウ | 現役並みⅠ | |
| 区分エ | 一般 | |
| 区分オ | 低所得Ⅱ | 1食につき240円 |
| | 低所得Ⅰ | 1食につき110円 |

※所得区分により自己負担額・食事療養負担額が定められています。

※公費医療(難病)を受給される場合、1食につき300円となります。

※低所得Ⅱ、区分オの90日を超える入院の場合、1食につき190円となります。